

三豊市監査委員告示第2号

令和2年度定例監査（第1回）の結果に関する報告に基づき講じた措置の内容について、三豊市長から通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年2月9日

三豊市監査委員 片桐 正文

三豊市監査委員 三宅 静雄

三総総第599号
令和4年2月7日

三豊市監査委員 片桐 正文 様
三豊市監査委員 三宅 静雄 様

三豊市長 山下 昭史

令和2年度定例監査結果（第1回）報告に基づく措置について

令和2年度定例監査結果（第1回）報告に基づき別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

監査の結果に関する報告に基づく措置

区分	監査対象機関 (課名等)	監査の結果 (改善・検討事項)	措置の内容
個別事項	健康福祉部 健康課	<p>・医師住宅の在り方の検討について</p> <p>国民健康保険財田診療所は三豊市国民健康保健診療所事業特別会計で運営されており、医師住宅の管理については三豊市国民健康保険財田診療所医師住宅管理規程が定められている。</p> <p>今回、当該特別会計予算で備品を購入・設置した第1医師住宅については、長期間医師の入居がない状態である。一方第2医師住宅は、行政財産の有効活用の観点から市と住民団体が協定書を交わし、数年前から医師以外の者の入居を認めていた。</p> <p>医師住宅は医師確保を目的に建設されたものである。今後の医師住宅の在り方について、例規等の整理を含め検討すること。</p>	<p>医師住宅の使用については、三豊市国民健康保険財田診療所医師住宅管理規程の趣旨に沿うものではなかったため、実情に即した改正を行い、当該医師住宅の適正な管理に努める。</p>
個別事項	総務部 人事課 政策部 地域戦略課	<p>派遣職員の手当について</p> <p>公益的法人等への職員の派遣については、三豊市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例及び三豊市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則が定められている。</p> <p>今回、派遣職員の給与支給において、条例にそぐわない点があった。については、今後支給が見込まれる給料・手当等を想定し、条例の見直しをされたい。</p>	<p>三豊市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例において、規定できていない手当があったため、適正な支給が行えるよう一部改正を行った。</p>